

## 国に確定判決を守らせ、一日も早い 諫早湾の開門を実現するために

ラムネットJ共同代表／よみがえれ！有明訴訟弁護団事務局長 堀 良一

### 開門しない国の言い訳

矛盾する2つの義務が衝突している現状では身動きがとれない。昨年12月20日に開門確定判決の3年の猶予期限が経過し、いよいよ開門義務の履行が現実のものになっても開門しない国の言い訳がこれです。2つの義務というのは、確定判決の開門義務と昨年11月に長崎地裁が出した開門阻止仮処分開門禁止義務。

でも、これはあまりにも身勝手な言い分です。そもそも、開門阻止仮処分の手続きで開門禁止義務を導いたのはいかげんな国の訴訟対応でした。しかも2つの義務が矛盾・衝突しているのは形の上だけで、内容的には決して矛盾・衝突しているわけではありません。矛盾・衝突は国が万全の準備工事を行えば解消可能です。また、形の上での矛盾・衝突自体も解消する方法もはっきりしています。ところが、国はそのための努力を尽くそうとしていません。

国は2つの義務を口実に開門をサボタージュしている。これが実態です。  
**■2つの義務の衝突を招いたのは国の責任**

福岡高裁の開門判決が確定しているのに、なぜ長崎地裁は開門禁止命令の仮処分を出したのでしょうか。その原因は国の対応にあります。国は福岡高裁の開門判決が確定して

も、拘束されるのは開門を命じた判決主文だけで、その根拠となった漁業被害と諫早湾干拓事業との因果関係は認めないという判決無視の態度をとっています。開門阻止仮処分の手続きでも国はそのような立場から、サポーターとして補助参加した漁民側の漁業被害や因果関係に関する主張や証拠にことごとく異議を唱え、裁判所は異議を鵜呑みにして、漁民側の主張や証拠を無視して出されたのが開門阻止仮処分です。

2つの義務の衝突は、国の自作自演のたまものといっても過言ではありません。

### ■2つの義務の衝突は形の上だけの もので実際には衝突していない

国の自作自演によって演出された2つの義務の衝突も、衝突しているのは形の上だけで、実際には「衝突」などと言えるものではありません。開門阻止仮処分の開門禁止命令の根拠は、準備工事ができる見通しがない、あるいは、不十分というものです。だとしたら、万全の準備工事をした上で開門するのであれば、開門禁止義務の前



諫早湾の排水門

ない、あるいは、不十分というものです。だとしたら、万全の準備工事をした上で開門するのであれば、開門禁止義務の前



諫早湾開門バンフレットの表紙

提となる根拠がなくなります。万全の準備工事を行うことによって2つの義務の矛盾・衝突は実質的に解消されます。

### ■形の上での義務の衝突も解消できる 確定判決はもはや手続き上、義務 そのものを消滅させることはできま せん。

他方、開門禁止義務は仮処分決定上の義務です。この仮処分はまだ地裁レベルのもので、今後、高裁、最高裁と異議の手続きが続きます。また、仮処分はあくまでも本案訴訟の結論が出るまでの仮の措置ですから、今後、地裁、高裁、最高裁と開門阻止判決が出続けないと消え去る運命にあります。

形の上での義務の衝突は、争う余地が十分に残されているこれらの手続きの上で国が勝訴することで解消できます。万全の準備工事を行った上で、事情変更による仮処分の取り消しを申し立てることも可能です。ところが、国はなかなか仮処分への異議申し立てをしませんでした。つまりかねた漁民側が補助参加人の立場から開門禁止仮処分に異議申し立てをしたため、国はしぶしぶこれにつきあっているというのが現状です。

### ■国の開門サボタージュを許さない 世論の形成を

ギロチンと呼ばれた潮受け堤防閉め切りから17年が経過しました。累積する漁業被害の中で、開門はもはや待たなれません。

国が確定判決を守らないという憲政史上前例のない暴挙を行っていることに対して、これを許さないだけの力をもった国民世論を形成することが求められています。国に確定判決を守らせることは、各地で裁判闘争を戦っている国民にとっても、切実な問題です。

ラムネットJでは、有明海漁民・市民ネットワークなどと共同で、諫早湾の開門について分かりやすく解説したパンフレット(右上図)を9月に発行する予定です。また、国に確定判決を守らせ、一日も早い開門を実現するための全国署名キャンペーンが、9月13日のキックオフ長崎集会(左記参照)を皮切りに始まります。多くのおみなさんのご協力と共同した行動を心から呼びかけます。

**諫早湾開門署名全国キャンペーン  
キックオフ長崎集会**

日時：9月13日(土) 13:30～16:00  
会場：長崎市立図書館・新興善メモリアルホール(長崎市興善町1-1)  
内容：開門全国署名の提起／記念講演「有明海奥部の貧酸素と諫早湾干拓事業の因果関係の検証」佐々木克之(日本海洋学会会員)／他  
問い合わせ：TEL 090-3600-8602 (岩井) 諫早湾開門署名全国キャンペーン事務局 hirohiga@oboe.ocn.ne.jp



東北、山形県の最上川支流の中で唯一のダムのない支流、最上小国川（流域延長100km）は、アユ、サクラマス、イワナ、ヤマメなどの淡水魚をはじめ、貴重昆虫類、オオタカ、ヤマセミなどの鳥類などが多様に生息する全国有数の生物多様性のホットスポットです。特にアユは特産の松原アユとして知られ、毎週のように友アユ釣りの大会が行われ、年間3万人の釣り人が全国から訪れる清流です。その経済効果は年間22億円と試算されています（近畿大有路研究室調べ）。

そこに上流域の赤倉温泉街の治水を目的とした穴あきダム（流水型ダム）の建設の計画が持ち上がりました。しかし、1100名を有する小国川漁業協同組合は、沼沢勝善組合長を筆頭に、2006年には、建設反対を決議し、反対を貫いていました。私たちは2003



でにぎわう最上小国川と釣り人。特産の松原アユ



# ダムのない最上小国川の清流を未来に！

最上小国川の清流を守る会／山形県議会議員 草島進一

年から活動をはじめ、2010年、最上小国川の清流を守る会を結成。穴あきダムの問題点を科学的に検証し、問題を指摘し続けてきました。2012年9月15日、会の有志でダム建設差し止めを求める住民訴訟を提訴しました。漁協や私たちが反対する中、山形県は2012年10月よりダムの周辺工事を強行。しかし漁業権を持つ漁協が反対しているため、本体工事は進みませんでした。

山形県は2013年末、10年に1回の漁業権の更新にあたり、「ダム反対のままであれば小国川漁協の漁業権を認めない」と漁業権剥奪の可能性を示し、漁協と8年間決裂していた話し合いの場を無理矢理つくりました。更新はできたものの沼沢組合長は、自分の言動一つによって漁業権を剥奪されるかもしれないという圧力に精神的に追いつめられ、第2回目の協議の直前、2月10日に自死しました。

山形県はその後の理事会で決めたダム容認派の組合長と結託し、県と漁協の協議の場で、「ダムを容認すれば漁業振興を行う」「ダムをつくってもダムがない川以上の清流を実現する」などと振興プランを提示して漁協のダム容認を迫りました。6月8日の漁協の総代会ではダムやむなしとする決議に対し、賛成57、反対46という結果でした。水産業協同組合では漁業権の喪失をともなう案件は特別決議で2/3の賛成が必要のため、その決議ではダム容認と法的には認められないにもかかわらず、県は「漁協はダム

容認」と扱い、ダムと振興策を強要している状況です。

県のダム建設の論拠は赤倉温泉地域の治水ですが、赤倉温泉流域内に県がつくった堰により土砂が堆積して洪水の原因を作り出していたことがわかりました。また、県は以前河川改修した際に温泉に影響を与え損害賠償した事件を論拠に、「温泉湯脈に影響するから河床掘削できない」と流布していましたが、県提出の裁判資料により、改修と温泉とは関係がないことがわかりました。

温泉街の中心部にある旅館が倒産し、周辺全体が老朽化している現状を踏まえれば、河道改修とともに温泉街の再生をはかる、ダムなしの治水対策こそ、治水上の安全をかなえ、流域の環境を守り、さらに温泉街の再生が果たせる三方徳であると、5月に故沼沢組合長の追悼シンポジウムに集った河川工学者、魚類生態学者が結論したところです。

東北随一のアユやサクラマス踊る清流、最上小国川。「川の力を失ったら漁業振興にならない」と訴え続けていた故沼沢組合長の遺志を継ぎ、次世代に手渡したいと考えています。



土砂堆積や水害の原因となっている堰



最上小国川の豊かな自然の中で遊ぶ子どもたち

## ふゆみずたんぼが呼び寄せる人と生きもの

蕪栗沼・周辺水田での雁と雑草との共存をめざす取り組み

蕪栗グリーンファーム 斎藤 肇

私はラムサール条約湿地「蕪栗沼・周辺水田」に含まれる水田で水田耕作をする専業農家で、10年前にふゆみずたんぼを始めました。そのきっかけは経済的な魅力でしたが、さまざまな方と出会ううちに考えが変わりました。それまで無関心だった田んぼの生きものは、今では経済では語りきれない人生の財産になりました。そしてそれが有機栽培技術を支える底力だと確信しています。ときに「斎藤さんにとって、ふゆみずたんぼとは何ですか？」と聞かれることがあります。「それは生き方そのものです」と答えています。

蕪栗沼には毎年数万羽の雁が渡ってきます。かつては害鳥と思っていましたが、ここで見られなくなってしまう雁は地域の資源と考えるようになりました。農家がお米を作るから雁が毎年蕪栗沼にやってきます。私たち農家は雁の雄大な群れと豊かな季節感を日常生活の中で自然に感じることができず。このような関係を次世代に受け渡す責任も感じます。

7月12日に、「コナギを食べて愛でる会」の一行20数名が我が家へやってきました。半数は、霞が関の農水省や環境省の職員有志、残りの半数は地元の関係者のグループです。コナギは除草剤を使わない水田に生える雑草で、農家からは嫌われています。このコナギを収穫して食べ、一部を鉢植えにして愛でようというのがその目的です。コナギの会の皆さんには、我が家のふゆみずたんぼでコナギを収穫していただき、それを実際に食べていただきました。収穫したコナギは、地元の協力を得て、9種類の「コナギ尽くし」料理に変身しました。これらの料理は、土間にゴザを敷き車座となり意



コナギの収穫



夏場にはヒシが繁茂する三方湖



三方五湖自然再生協議会の普及啓発活動

三方五湖は、福井県若狭町と美浜町にまたがる三方湖、水月湖、菅湖、久々子湖、日向湖の5つの湖からなる湖の総称です。湖の全体像は、レインボーライン（三方五湖有料道路）から梅丈岳山頂に上ると一望できます。幾重にも重なる山並み、5つの湖、リアス式海岸が織りなす360度パノラマは、一見の価値があります。5つの湖は、海とのつながりや流入河川の有無などにより、湖ごとに塩分濃度が異なります。この塩分濃度の違いと山で隔離された地形が、多様な魚類の生息環境と固有な遺伝子を持つ魚類相を育み、平成17年11月、ラムサール条約湿地に指定されました。

三方五湖がラムサール条約湿地に指定されたことは、湖の自然環境保全対策を見直すきっかけになりました。従来の水質改善対策から、生物多様性の保全や持続可能な利用方法を模索する方向性に舵が切られ始めたのです。平成23年5月には、三方五湖自然再生協議会が設立され、地域住民、研究者、行政が一体となって、三方五湖の自然再生を議論する土台が作られました。現在、協議会は60余りの個人・団体が参画し、外来生物、湖と田んぼのつながり、環境教育など、5つの部会に分かれ、自然再生やワイズユースの推進に取り組んでいます。

ところで、一般の方は、三方五湖の自然を生物学的なアプローチではなく、景観的な視点で見ることがほとんどです。実はその生物学的な視点で観ることを補っているのが、三方五湖から峠を越えた食見海岸にある福井県海浜自然センターです。当センターは、平成11年に若狭湾国定公園の「海」の普及啓発施設として設立されましたが、十数年を経て、現在は運営の半分を「湖」の普及啓発に費やしています。特に、本年4月、舞鶴若狭自動車道の開通に合わせて館内展示と運営をリニューアルし、館内展示の約半分を三方五湖の生物多様性に割きました。三方五湖を訪れた際には、まずは、「うみ（海湖）のビジターセンター」「福井県海浜自然センター」にお越しください。三方五湖の生き物たちの営みの一端を垣間見ることが出来ます。

## 「ひょうご豊岡モデル」が発表された 第5回コウノトリ未来国際かいぎ

ラムネットJ理事・事務局長 浅野正富

7月19、20日、豊岡市で第5回コウノトリ未来国際かいぎが開催され、後援団体の一つであるラムサール・ネットワーク日本から柏木実共同代表と私が参加しました。「未来へ！～野生復帰のすすめ～」というテーマで、1965年のコウノトリの人工飼育開始、66年の野生個体絶滅から40年を経た2005年の自然放鳥の成功後、現在では80羽を超える野外個体のうち、国内にとどまらず韓国にまで渡るものが現れるようになった、兵庫県と豊岡市のコウノトリの野生復帰の取り組みを検証し、国内各地、韓国で進められている野生復帰の取り組みの今後を展望する会議でした。

この会議までに、テレビの報道番組でもおなじみの東京都市大学の涌井史郎教授を委員長とするコウノトリ野生復帰検証委員会による「コウノトリ野生復帰に係る取り組みの広がり」の分析と評価—コウノトリと共生する地域づくりをすすめる『ひょうご豊岡モデル』がまとめられ、涌井教授が「野生復帰の検証『ひょうご豊岡モデル』をひ

も解く」という基調講演を行いました。今回の検証では、「こころ」の問題にまで踏み込んで、「共感」を評価の軸にした分析が行われ、①生き物を愛する心（コウノトリをシンボルとした自然の愛情）、②郷土を愛する心（豊岡という場所への愛情）、③生活の安定を望む思いの3点をより良い暮らしを求める共感のポイントとして、河川分野、農業分野、地域社会分野での取り組みによる施策の広がり、主体のつながりを分析しました。結論として、「ひょうご豊岡モデル」を「地方における自然財を活かした持続可能な地域づくりモデル、心の動きを推進力とした『共感の連鎖』誘発のモデル、『科学』と『行政』と『地域社会』の連携モデル」と表現しています。

豊岡市の中貝宗治市長は、講演の度に必ず「いのちへの共感」という言葉を使いますが、一旦は自然界で絶滅してしまったコウノトリの野生復帰の取り組みが、この「いのちへの共感」という言葉で語られるのを聞いたときに感じる、私たちの「こころ」ま

この報告書は豊岡市のHPからダウンロードできます。  
<http://www.3city.toyooka.lg.jp/kounotorikenshou/gaiyou.pdf>



でが浄化されてくるような感覚自体が「共感の連鎖」なのかもしれません。ラムサール・ネットワーク日本は、設立時から「水辺の生命（いのち）と暮らしのネットワーク」というサブネームを使っています。私たちの活動においても、豊岡の取り組みに学び、水辺のいのちを守っていく「こころ」を伝え、広く共感の輪を広げていくことの重要性を感じさせられた、2日間の会議でした。



コナギ料理を食べる

見交換しながらいただきました。どの料理も美味しく、私たち農家では考えもつかない意見や、野菜として十分通用することなどの新たな視点には正直おどろきました。また参加者の皆さんと一緒に厄介者のコナギを何とか資源にしようという共有感も強く感じました。今回のようにさまざまな皆さんが立場を超え知恵を出しあえば、田んぼの生きものをうまく活かした長続きする社会作りができそうだと思います。

### 10月に韓国で開催！ CBD/COP12のための特別協賛金募集中！！

ラムネットJでは韓国で行われるCBD/COP12（生物多様性条約締約国会議）へのスタッフの派遣、会場での展示やイベント開催などのために特別協賛金を募集しています。ご協力をよろしくお願いいたします。

- 募集期間：2014年10月31日まで
- 金額：1口5000円（複数口歓迎）
- 振込先：ゆうちょ銀行 振替口座 00140-0-765702 ラムサール・ネットワーク日本

※通常のカンパや会費と区別できるように、郵便振替の払込取扱票の通信欄に「特別協賛金」とご記入ください。ご協力いただいた方は、ニュースレターにお名前を掲載いたします。匿名希望の場合は、その旨お書き添えください。

I 経常収益	
受取会費	944,000
受取寄付金	6,400,150
受取助成金等	3,094,351
事業収益	674,910
その他収益	146,465
経常収益計	11,259,876
II 経常費用	
1 事業費	
調査研究事業	2,961,056
保全・再生事業	245,530
普及・啓発事業	580,785
国際協力事業	780,761
ネットワーク推進事業	232,724
事業費計	4,800,856
2 管理費	
(人件費)	
役員報酬	0
給与手当	0
アルバイト給料	50,000
(その他経費)	
業務委託費	1,340,560
会議費	14,869
旅費交通費	242,467
通信運搬費	136,712
消耗品費	55,387
地代家賃	540,000
賃借料	49,080
新聞図書費	3,950
諸会費	54,789
租税公課	1,650
支払手数料	19,529
雑費	9,041
管理費計	2,518,034
経常費用合計	7,318,890
当期増減額	3,940,986
前期繰越増減額	1,877,526
次期繰越増減額	5,818,512

※2013年4月1日から2014年3月31日まで

2013年度の事業費の主な内容	
●調査研究事業費	・ミャンマーでの底生生物・水鳥調査
●保全・再生事業	・田んぼの生物多様性向上10年プロジェクト
●普及・啓発事業費	・湿地のグリーンウェイブ2014
●国際協力事業費	・日韓NGO湿地フォーラム
●ネットワーク推進事業費	・ラムネットJニュースレター発行

ラムネットJでは2014年通常総会を、6月22日に東京都豊島区の雑司が谷地域文化創造館で開催し、2013年度の事業報告と収支決算、2014年度の事業計画と収支予算、役員人事が承認されました。2013年度の会計収支は左表の通りです。その他の総会議事については、議案書をウェブサイトに掲載していますのでご覧ください。

ラムサール・ネットワーク日本  
2014年 総会報告

・インフォメーション  
Information

●「トンボをテーマに生物多様性を伝える観察会をしよう!!」フォーローアップ研修会 日時:9月6日(土)、7日(日) 雨天実施 場所:愛知県名古屋・庄内緑地グリーンプラザ  
主催:愛知県、日本自然保護協会  
受講料:2500円(保険代込) 内容:自然観察会でトンボをはじめとする生きものから生物多様性について伝える視点や手法を学び実践します。自然観察指導員向けの研修ですが、一般の関心をお持ちの方も参加できます。申し込み8月31日まで。問い合わせ: Eメール 18gachi@nacsj.or.jp (NACSJ教育普及部)  
●干潟合宿2014—干潟のプロと過ごす3日間— 日時:9月8日(月)14時~9月10日(水)11時 場所:愛媛県西条市・加茂川河口干潟  
主催:西条自然学校 内容:プロの研究者たちと一緒に、採集や同定・講義を通じて学び、交流する3日間のプログラム。生きものたちを見る眼を養いながら、秋の干潟で

楽しく交流しませんか? 問い合わせ: Eメール info@saijoshizen.org  
●中池見湿地新幹線開発問題チャリティ・トンボ観察会 日時:10月19日(日)10時~16時 場所:福井県敦賀市・中池見湿地 参加費:2000円 主催:日本自然保護協会 内容:トンボの種類が多いことで有名なラムサール条約湿地「中池見湿地」で開催する、湿地の魅力と新幹線開発問題を知ってもらうための活動に参加しませんか? 問い合わせ: 03・3553・4104 (中池見トンボ観察会係)  
●千葉谷当里山収穫祭 日時:11月2日(日)、予備3日(祝)10~14時 場所:千葉市若葉区谷当町70(谷当工房) 主催:NPOバランス21、谷当里山計画 内容:稲刈り、足踏み脱穀機、とおみなどの体験。かまど炊飯、バーベキューと昼食(新米「いのちの志」)。楽隊、散策など。参加費:大人1500円、小学生800円(飲み物、マイカップ、マイ箸持参) 問い合わせ: 電話090・1769・9494

## ラムサール・ネットワーク日本 会員募集!!

ラムサール・ネットワーク日本(ラムネットJ)の活動は、会員の皆様からの会費や、カンパ、助成金などでまかっています。ぜひ、ラムネットJのサポーター(一般賛助会員)になって会の活動を支援してください。もっと積極的に湿地保護にかかわりたい方は、会の運営や活動を担う一般正会員としての入会をお待ちしています。そのほか、団体や企業としての入会も可能です。詳しくは事務局までお問い合わせください。

### 会員の特典

機関誌「ラムネットJニュースレター」を送付するほか、会員限定のメーリングリストに参加できます。ラムネットJが主催する催しの参加費が割引になる場合もあります。

### 入会申込方法

●郵便振替 郵便振替用紙(払込取扱票)の通信欄に、ご希望の会員種別、お名前、住所、電話番号、Eメールアドレスをご記入の上、年会費をお振り込みください。一般銀行から振り込む場合は(払込取扱票への記入ができませんので)振り込み後に上記の申込事項をEメール、FAX、郵便等で右記の事務局までお知らせください。

●ウェブサイト 一般賛助会員、一般正会員はウェブサイトからオンラインでの入会も可能です。http://www.ramnet-j.org/join/にアクセスし、「入会申込フォーム」に記入して送信してください。年会費は郵便振替で送金いただくか、ペイパルを使ってオンラインで決済することも可能です(クレジットカードも使用できます)。

### 振込先

ゆうちょ銀行 振替口座 00140-0-765702 ラムサール・ネットワーク日本  
(一般銀行から) ゆうちょ銀行 〇一九(ゼロイチキョウ)店  
当座預金 0765702 ラムサール ネットワークニホン

### 会員種別と入会申込金(年会費)

会員種別	正会員		賛助会員	
	総会での議決権があります		総会での議決権がありません	
一般	1□	5,000円	1□	2,000円
団体	1□	10,000円	1□	10,000円
特別		50,000円以上		30,000円以上
企業		-	1□	100,000円

### 年会費(入会金)

年会費は毎年4月から翌年3月までの1年分です。入会初年度は、年度途中の入会でも入会金として1年分の会費をいただきます。2~3月に入会の場合、初年度の年会費(入会金)は無料となり、4月からの次年度の年会費としていただきます。

### 事務局

NPO法人 ラムサール・ネットワーク日本  
〒110-0016 東京都台東区台東1-12-11  
青木ビル3F TEL/FAX 03-3834-6566  
Eメール info@ramnet-j.org